

公布された規則のあらまし

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例施行規則（規則第 68 号）

- 1 この規則は、佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例の施行に関し必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 自主回収しなければならない食品等並びに自主回収の報告事項及び報告様式を定めることとした。（第 3 条、様式第 1 号及び様式第 2 号関係）
- 3 立入検査等をする職員の身分を示す証明書の様式を定めることとした。（第 4 条及び様式第 3 号関係）
- 4 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。